

## 社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 諸手当支給細則

(目的)

第1条 この細則は、木津川市社会福祉協議会給与規程第12条の規定に基づき、正職員の諸手当の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(扶養手当)

第2条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して、毎月支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。ただし、官公庁その他から扶養手当に相当する手当での支給を受けている者及び所得税法で扶養親族として認められる所得額以上の所得のある者は除く。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていない場合であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)

(2) 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額を、前項第1号に掲げる扶養親族たる配偶者については3,000円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,500円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円、とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定に係わらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を会長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族として要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族として要件を欠くに至った者がある場合

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員をなつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係わるもののすべてについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、扶養手当の支給開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過

した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 7 扶養手当は、これを受けている職員にさらに第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は扶養手当を受けている職員にさらに第4項第1号に掲げる事実が生じた場合における、扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものが配偶者のない職員となった場合における当該親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

#### （通勤手当）

第3条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のために交通機関を利用してその運賃を負担する常例とする職員
  - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月額で除して得た額（以下「1箇月あたりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - (2) 前項第2号に掲げる職員の通勤距離に応じて、下記のとおり支給する。

距離区分	支給額
0～2 Km 未満	0円
2～5 Km 未満	2,000円
5～10 Km 未満	4,200円
10～15 Km 未満	7,300円
15～20 Km 未満	10,400円
20 Km 以上	13,500円

- 3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

- 5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に既定するもののほか通勤の実績の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は規則で定める。

（時間外勤務手当）

- 第4条 正職員就業規則第13条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 2 正職員就業規則第13条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、勤務（就業規則第21条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（勤務時間1時間当たりの給与額の算出）

- 第5条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び地域手当と資格手当の月額の合計額に12を乗じ、4月1日を基準日とし、その額を1年間の所定勤務時間数で除した額とする。

（期末手当）

- 第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受ける給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に6月に支給する場合においては、100分の125、12月に支給する場合にあっては、100分の127.5を乗じて得た額に基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 

(1) 6ヶ月	100分の100
(2) 5ヶ月以上6ヶ月未満	100分の80
(3) 3ヶ月以上5ヶ月未満	100分の60
(4) 3ヶ月未満	100分の30
  - 3 第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。
    - (1) 無給退職者
    - (2) 停職者
    - (3) 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において

## 勤務した期間のない職員

## (勤勉手当)

第7条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受ける給料の月額並びにこれらに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に6月に支給する場合においては、100分の105、12月に支給する場合にあっては、100分の107.5を乗じて得た額に基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)	6ヶ月	100分の100
(2)	5ヶ月15日以上6ヶ月未満	100分の95
(3)	5ヶ月以上5ヶ月15日未満	100分の90
(4)	4ヶ月15日以上5ヶ月未満	100分の80
(5)	4ヶ月以上4ヶ月15日未満	100分の70
(6)	3ヶ月15日以上4ヶ月未満	100分の60
(7)	3ヶ月以上3ヶ月15日未満	100分の50
(8)	2ヶ月15日以上3ヶ月未満	100分の40
(9)	2ヶ月以上2ヶ月15日未満	100分の30
(10)	1ヶ月15日以上2ヶ月未満	100分の20
(11)	1ヶ月以上1ヶ月15日未満	100分の15
(12)	15日以上1ヶ月未満	100分の10
(13)	15日未満	100分の5
(14)	0日	0

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

## (管理職手当)

第8条 管理職手当は、事務局長と事務局次長、課長及びボランティアセンター長に、次の各号に定める割合で毎月支給する。

(1) 事務局長、事務局次長、課長及びボランティアセンター長の管理職手当の月額は、給料月額に100分の8を乗じて得た額とする。

## (住居手当)

第9条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら住居するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料含む。以下同じ）を支払っている職員

(2) その所有に係わる住宅に居住している職員で世帯主であるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員：次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する

- 額に2,000円を加算した額
- イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員：家賃の月額12,000円を控除した額
- ロ 月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている職員：家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- ハ 月額55,000円以上の家賃を支払っている職員：27,000円

（地域手当）

第10条 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、100分の7を乗じて得た額とする。

（休日勤務手当）

第11条 職員には正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 祝日法による休日等及び年末年始の休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務期間中、勤務した全時間に対して勤務1時間につき第5条に規定する1時間当たりの給与額の100分の125から100分150の範囲内で休日勤務手当として支給する。

ただし、代休を与えられた職員については、この限りでない。

（資格手当）

第12条 資格手当は、社会福祉の専門職に必要な国家資格を保持する社会福祉士に対し、月額3,000円を支給する。

（補則）

第13条 この諸手当支給細則を改正しようとするときは、理事会に図って会長が定める。

附 則

この改正細則は、平成22年12月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この改正細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年5月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正細則は、平成27年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正細則は、平成27年5月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正細則は、平成27年8月4日から施行する。

附 則

この改正細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成28年5月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成30年12月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和元年12月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和2年6月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和3年12月22日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和4年12月23日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和5年12月18日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和6年12月20日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、令和7年12月22日から施行し、令和7年12月1日から適用する。